

追加説明 藤井副知事

せっかくなので、少し皆さん、ちゃんとポイントがわかるようにということで、解説を 2 点だけつけ加えさせていただきます。

マイナス 1 メートルに保っている図面 (P 3) をちょっと出してください。要するに、この諫早湾干拓の最大のポイントは何なのかということ、調整池の水の水位を海水面からマイナス 1 メートルの高さに保っている、これによって諫早の中の安全と塩害を防いでいるというポイントがあるということ、まず理解してください。どういうことかということ、これは要するに断面図みたいなものがあるんですけども、さっき農林部長から話がありましたが、実はこの諫早の地域というのはゼロメートル地帯なんですね。海面より低いわけです。海面より低いところがどのぐらいかということ、600 ヘクタールもあるんです。東京の人たちは、こういうことが全くわかりません。ゼロメートル地帯ですから、いつも洪水の危機にある、水浸しになる危機にあるということ、まず、東京の人たちが全く理解してないし、我々長崎県民も理解していないんです。

それから、先ほどもちょっと説明が少し省略されたんですけど、有明海というのは日本でも最大の潮位がある、満潮・干潮の潮位があるところです。一番満潮の時には海水面が 2.5 メートルの高さ。2.5 メートルを想像してみてください。2.5 メートルをこの会場で言えば、天井を越えたぐらいなんですね。海水面のゼロメートルから、天井を越えるぐらいの高さのところまで水面が上がるんです。天井を越えるぐらいの高さのところの 2.5 メートルより低いところが 2,700 ヘクタール、800 戸の住宅がそこよりも下のところにあるわけですね。満潮の時に大雨が降ったならば、全部水浸しになってしまうということになるわけです。しかも、その水は淡水じゃないんです。海水ですから、塩分を持った水だということなんですね。これでは、枕を高くして眠れませんし、それから畑作ができないんです。

例えば、田んぼの水、米だからまだ水が流れて、水のところで田植えするわけですから、まだ塩害の被害はそんなにないんですが、畑作のものはみんな塩害の被害をもろにかぶってしまうから、例えば耕作放棄地になってしまうわけです。そういった問題を解消するというのが、まずポイントで、どうやって解消しているのかというポイントは、この断面図にあるように、本来は海水面から、こういうふうに潮位が上がったり下がったりするところを、マイナス 1 メートルのところ調整池で保っているということなんですね。そうすると、ゼロメートル地帯より低いところに水がたまりますから、これで大雨が降っても枕を高くして眠れるということになります。そして、こここのところは淡水になっていますから、塩害の被害もないというのがポイントの一つです。

それから、もう一つ塩分濃度のグラフ (P 7) を見せてください。もう一つ、先ほど、これも例えば開けたと、開門してしまったらどういうことになるかということで、塩害の被害が、平成 14 年の時に実は短期開門調査というのをやったんです。短期開門調査というのは約 1 カ月間しか開けていないんですけども、その時にも実は塩分濃度が上がっているんです。このグラフをよく見てください。このグラフは中央干拓の干拓地のところでとった

塩分濃度のデータなんです。最初に締め切りをしました。締め切りをしたから、地表面から 30 センチとか、15 センチの塩分濃度がぐっとすぐ減りました。ところが、地表面から 70 センチの塩分濃度は、なかなか減らなかったんですね。これが減るのにずっと時間がかかって、やっと平成 10 年過ぎぐらいに、かなり落ちるところまで来たんです。

ところが、平成 14 年に短期開門調査を 1 カ月間だけやりました。このグラフのところではこっと上がっているところがありますね。ここは何なのかというと、これは平成 14 年なんです。平成 14 年の時ぼこっと上がってしまっているんですね。1 カ月間やるだけでぼこっと上がって、またそこから下がるのに時間がかかっているわけです。これはずっと、もしも、常時開門ということになれば、これはもうすぐに締め切り前の状態に戻ってしまいます。そして、このところにあります地表面から 15 センチとか、30 センチのところもすぐ戻るでしょう。そうすると、今の中央干拓でやっている農地のところは、今すぐ、畑作ができなくなるでしょう。当たり前なんです。さっきの断面図 ([P 3](#)) に戻してください。要するにパスカルの原理なんです。調整池で潮がこうやって上がったりしてきますから、パスカルの原理で干拓地の地下水位も上がって、下から浸透していくわけですから。そうすると地下水位が上がっていくということになりますから、地下の塩分濃度が上がるんです。そうすると、畑作というのは全滅するおそれがあるわけですね。これがその影響がどうなのかというのは、全く科学的な知見がない中で、裁判所は判決で長期開門調査をやりなさいと、こういうふうに言っているんです。

我々長崎県は今回の判決（平成 20 年 6 月佐賀地裁判決）は全く受けられない、国も受けられないんですけども、その受けられない理由というのが、この開門調査をしたら大きな被害が出るかもしれない。実はそこは裁判所も認めているんですね。しかし、その被害は、漁民の人たちの公益性を考えたら、要するに、がまんすべきような被害であるみたいなことが判決文に出ているんですね。一体その被害をだれが補償してくれるんですかと、現にたくさん農地、中央干拓でもう農業をやっているわけですし、それから背後地でもたくさん農業をやっているわけですね。こういう方たちが畑作にどんどん、どんどん転換しているわけです。その人たちの生活、毎日毎日の生活もかかっているわけです。その生活、しかも大きな機械を買うごとに借金をしてやっているわけですね。そのことを一体何にも考えずに開けると、これはいかにも乱暴じゃないですかと。

我々長崎県民、長崎県庁マンが考えなきゃいけないのは、このような問題の背後に、我々の県民の生活、バックがあるということを忘れないでください。要するに、地域の漁協、地域の生活の心配、それから農家の人たちが苦労して畑作に転換したこと、そして、そこにリスクを負うために借金をして農業をやっている。そして漁業者の方も小長井町漁協の方も含めて、ものすごい努力をしてカキの養殖を改善するということを今までやってきているわけです。そういうバックがあるということを考えずに、いい加減に、ただ一時のこと、あるいは東京のマスコミのうけねらいのことだけを考えると、そういう無責任なことをやっていいんですかと。我々は、もっと県庁職員は、ここの漁民の人たちの苦労、それ

から諫早の人たちのそういうふうな苦勞、そのことを肌で感じ想像できる、想像するということは難しいんですけど、イマジネーションを持って、その人たちの生活を考えてください。そういうことをバックに考えたら、簡単に開門調査で開けると、そんないい加減なこととは言えない話だと、極めて難しい話だということは理解できるはずなんですね。ですから、それは、なかなか他人の痛みはわかりませんから、まず、県庁職員が自らそういうふうな痛みを、まず率先して理解できるイマジネーションを持っていただくということが、我々としてなすべきことだと思いますので、そういうことを少し解説で加えさせていただきます。